

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		サービス付き高齢者向け住宅事業の登録
根拠条例・規則等名		高齢者の居住の安定確保に関する法律
条 項		第 5 条
所 管 部 課		建設局 建築部 住宅政策課（電話：048－829－1520）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>審査基準は、以下の要件を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第 7 条の定めによる。 ・法第 8 条の定め該当しないこと。 ・さいたま市サービス付き高齢者向け住宅事業登録に係る事務処理要領の定めによる。 ・さいたま市サービス付き高齢者向け住宅の登録基準等に係る取扱指針の定めによる。
	設定等年月日	平成 23 年 10 月 20 日設定 平成 31 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>30 日</p> <p>ただし、申請図書等の不備が確認されたものについては、この限りではない。</p>
	設定等年月日	平成 23 年 10 月 20 日設定 平成 23 年 10 月 20 日最終改正
備 考		